
平成27年法改正における 災害廃棄物処理に関する施行状況

令和 7 年 2 月 27 日

環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室



調査の概要について

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（平成27年法律第58号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第275号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成27年環境省令第27号）は平成27年7月17日に公布され、同年8月6日に施行された。**現行の制度を点検し、今後の制度見直しを行うため、法改正事項の自治体の活用状況や課題等について調査を実施。**
- 災害対策基本法の改正内容については、環境大臣が主体となって行う事項であり、また改正以降実施した例がないため、今回の調査内容から除外した。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

平時の備えを強化するための関連規定の整備

（廃掃法第2条の3、第4条の2、第5条の2、第5条の5関係）

- 平時の備えを強化すべく、
- 災害により生じた廃棄物の処理に係る**基本理念の明確化**
 - 国、地方自治体及び事業者等関係者間の**連携・協力の責務の明確化**
 - 国が定める基本方針及び都道府県が定める**基本計画**の規定事項の拡充等を実施。

災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置の整備

（廃掃法第9条の3の2、第9条の3の3、第15条の2の5関係）

- 災害時において、仮設処理施設の迅速な設置及び既存の処理施設の柔軟な活用を図るため、
- **市町村**又は市町村から災害により生じた廃棄物の処分の**委託を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設の設置の手続きを簡素化**
 - **産業廃棄物処理施設**において同様の性状の一般廃棄物を処理するときの**届出は事後でよい**こととする。

調査①

調査②

	調査①	調査②
対象	都道府県 市区町村、 一部事務組合 広域連合	市区町村 一部事務組合
回収率	都道府県：100% (47/47) 市区町村：100% (1,741/1,741) 一部事務組合：100% (548/548)	市区町村：84.4 (1,470/1,741) 一部事務組合：38.3% (209/545)
備考	—	※構成自治体が主体となる事項が大半のため、一部事務組合は参考調査とし、市区町村からの回答について検証を実施。

調査①

平時の備えを強化するための関連規定の整備

廃掃法第2条の3、第4条の2、
第5条の2、第5条の5関係

平時の備えを強化するための関連規定の整備（災害廃棄物処理計画）

同法第5条の2第2項第5号（基本方針）

同法第5条の5第2項第5号（都道府県廃棄物処理計画）に関する調査結果

- ・ 都道府県の災害廃棄物処理計画の策定率は100%である。一方、**市区町村の同計画の策定率は85%(令和6年3月時点暫定値)**。
- ・ 都道府県の同計画の策定率は100%だが、**計画を見直したことがある都道府県は5割程度**。
- ・ 「実効性確保のための見直し」又は「計画の参考となる指針等の改定」を契機として、計画を見直す自治体が4割程度。
- ・ **人員や専門知識の不足**が災害廃棄物処理計画策定及び見直しの課題として挙げられており、**策定の検討に至っていない自治体も3割程度**。
- ・ 仮置場の確保や候補地の選定に関する検討は、都道府県で5割程度、市区町村で8割程度実施されている。実際に候補地の選定が済んでいる自治体は、都道府県で3割程度、市区町村で6割程度である。
- ・ 同計画で想定されている災害は地震に対応しているものが大半であり、風水害への対応は低い。

今後の対応の方向性

- ・ 全ての自治体で災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するためには同計画の**策定率100%※1**を達成する必要があり、**市区町村においても策定をより一層推進する必要がある**。都道府県においては、**計画の実効性※2の向上のため、計画の見直しの一層の推進を図る必要がある**。
- ・ **指針等の改定時に処理計画の見直しのポイントも合わせて通知を行うことが考えられる**。
- ・ 各地方環境事務所で行う自治体の災害廃棄物対策の推進のための**モデル事業を引き続き実施**することや、令和5年度に環境省が策定した「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」の更なる周知等により、**実効性のある計画の策定**を図る必要がある。

※1．第五次循環型社会形成推進基本計画における災害廃棄物処理計画策定率目標100%（2030年度）

※2．災害廃棄物処理計画における水害の想定率は3割程度（令和5年3月時点）

平時の備えを強化するための関連規定の整備（災害協定）

廃掃法第4条の2（非常災害時における連携及び協力の確保）に関する調査結果

- ・ 災害時の協定が締結されている自治体は都道府県のうち9割程度、市区町村においては6割程度。
- ・ 災害時の協定を締結していても支援協定リストや関係者の連絡先リストを作成していない自治体も一定数存在する。
- ・ 民間事業者との災害時の協定について、都道府県では産業廃棄物処理事業者と9割程度、市区町村では一般廃棄物処理事業者と6割程度協定を締結しているが、解体事業者との協定締結は都道府県では4割程度、市区町村では1割程度。
- ・ 災害時の協定の締結における課題について、市区町村においては「協定内容の不足」が4割程度、「協定締結先の候補が不足」も4割程度であり、人員・専門知識の不足も課題としてあげられている。



今後の対応の方向性

- ・ 協定を締結していない場合、事業者の選定や契約内容の検討により災害廃棄物処理の着手が遅れることが懸念されるため、協定締結のための手引きやひな形の策定、締結事例の紹介等を行うことにより自治体の協定締結を支援し、合わせて支援協定リスト、関係者の連絡先リストについても作成を促す。
- ・ 大規模災害時は公費解体等が実施されることから、建設事業者や解体工事業者等との協定締結を推進する必要がある。

平時の備えを強化するための関連規定の整備（教育・訓練）

廃掃法第5条の2第2項第5号（基本方針）に関する調査結果

- ・ 災害時の廃棄物処理対応に関する研修や訓練を都道府県は9割程度が定期的を実施しているが、**市区町村の実施率は2割程度**。
- ・ 7割程度の市区町村は、災害時の廃棄物処理対応に関する研修や訓練を実施するためのノウハウがないとの課題認識。



今後の対応の方向性

- ・ 片付けごみの収集や仮置場の運営など実務を担う**市区町村の研修、訓練の実施**が災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のために必要であるため、**研修の標準的なカリキュラムの作成や、各地方環境事務所及び都道府県が開催する研修・訓練への市区町村職員の参加を促すことが必要である。**

調査②

災害時における廃棄物処理施設の新設 又は活用に係る特例措置の整備

廃掃法 9 条の 3 の 2、第 9 条の 3 の 3、
第 15 条の 2 の 5、同法施行令第 4 条第 3 号関係

災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置の整備の活用状況と課題①

廃掃法第9条の3の2（市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例）に関する調査結果

- ・都道府県知事との協議の実施及び同意を得た事例がある自治体は全体の1%程度。そのうち、5割は特定非常災害等大規模災害時を主として、都道府県知事への届出を実施。
- ・都道府県知事との協議の実施及び同意を得た事例がない自治体のうち、「既存の一般廃棄物処理施設の処理能力で賄えるため」との理由が4割程度、「仮置場における一般廃棄物処理施設の設置に必要な面積を確保できないため」との理由が1割程度。一方で、特例規定に関する認識が不足していた自治体が2割程度。
- ・都道府県知事との協議の実施及び同意を得た事例がない自治体のうち、「大規模な災害が発生していないため、事前届出を検討していない」との理由が5割程度。

廃掃法第9条3の3（市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例）に関する調査結果

- ・特例規定を活用するために必要な条例等を制定した自治体は全体の1割未満。条例等を制定した自治体は、他自治体の条例を参考としている。一方で、条例等を制定しておらず、今後も制定を検討していない自治体は、「どのような内容を制定すればよいのか分からない」「条例等を制定する手続きが煩雑」という理由が多い。
- ・条例等の制定を検討していない自治体のうち、特例規定に関する認識が不足していた自治体が2割程度。

今後の対応の方向性

- ・廃掃法第9条の3の2及び同法第9条の3の3の特例規定の内容について事務連絡の発出や講演を通して再周知を行うとともに、災害廃棄物対策の平時からの検討の重要性・必要性についても引き続き周知を行う。
- ・関係機関や都道府県と連携して、市区町村において、国有地や都道府県有地等市区町村有地以外の候補地を含め適当な候補地の選定が進むよう効果的な支援措置を講ずる。
- ・「廃棄物処理法第9条の3の3に係る災害廃棄物処理の特例措置における自治体の事例策定事例（環境省作成）」の更新を行い、活用事例等を提示する。

災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置の整備の活用状況と課題②

廃掃法第15条の2の5第2項に関する調査結果

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例における非常災害のために必要な応急措置に係る規定)

- ・ 特例規定を活用した自治体のうち、特例規定活用にあたり「特に課題はない」という意見が7割程度。一方、特例規定を活用しなかった施設が「法第15条の許可を必要とする施行令第7条に記載のない類型の施設であった」ことに課題を感じていた自治体もあった。
- ・ 特例規定に関する認識が不足している自治体が1割程度。
- ・ 同特例の活用には、発災時の迅速な特例規定の活用に向けて、平時から産業廃棄物事業者との協定締結が必要という意見や、被災自治体での対応のみならず、国主体で公的機関が処理委託先の候補選定や市町村間の調整を行うことが必要との意見があった。



今後の対応の方向性

- ・ 特例規定の内容について事務連絡の発出や講演を通して再周知を行う。
- ・ 廃掃法第15条の2の5第2項の活用事例等を提示するとともに、同法同項を活用できない場合の事例収集及び事実確認を行い、必要な措置の検討を行う。
- ・ 災害廃棄物事業者等関連事業者が自治体と協定を締結するインセンティブの設定等、協定締結率の向上に繋がる方法を検討する。

災害時における廃棄物処理委託の基準等にかかる特例措置の活用状況と課題

廃掃法施行令第4条第3号（非常災害時における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準等の改正）に関する調査結果

- ・再委託を行ったことがある自治体は全体の1割未満。
- ・委託事業者の確保の困難さや、再々委託の禁止を課題に挙げる自治体が多くあった。
- ・特例規定に関する認識が不足している自治体が1割程度。



今後の対応の方向性

- ・自治体向けのみならず、事業者向けに特例規定の内容について周知を行う。
- ・再委託に関する課題等の事例収集及び事実確認を行い、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止を前提としつつ、課題等を検証しながら必要な措置の検討を行う。
- ・活用事例、契約書の雛形を記載した手引きの策定、公表。